

加古川市が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）の一覧表

類型	保育所（参考） （※は県独自基準）	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業
			A型（分園型）	B型（中間型）	C型（グループ型）	保育所型	小規模型	
対象年齢等	0～5歳児	0～2歳児（原則）	0～2歳児（原則）	0～2歳児（原則）	0～2歳児（原則）	0～2歳児（原則）	0～2歳児（原則）	0～2歳児（原則）
定員	20人以上	5人以下	6～19人	6～19人	6～10人 （経過措置5年間は、 6～15人）	20人以上	1～19人	-
連携施設	不要	要	要	要	要	一部要	要	居宅訪問型保育連携施設
調理方式	事業所内	事業所内	事業所内	事業所内	事業所内	事業所内	事業所内	-
連携施設等からの搬入	-	可	可	可	可	可	可	-
設備・面積								
保育室	1.98㎡/人	3.3㎡/人（最低9.9㎡）	1.98㎡/人	1.98㎡/人	3.3㎡/人	1.98㎡/人	1.98㎡/人	-
乳児室	1.65㎡/人	-	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	1.65㎡/人	3.3㎡/人	-
ほふく室	3.3㎡/人	-	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	-
屋外遊戯場・庭 （2歳以上）	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	-
調理設備・調理室	調理室	調理設備	調理設備	調理設備	調理設備	調理室	調理設備	-
医務室	要（0～1歳） 要（2歳以上）（※）	不要	不要	不要	不要	要（0～1歳）	不要	-
耐火基準等 （2階建以上）	耐火又は準耐火建築物 避難経路確保等 延焼防止等 転落防止設備等	火災報知器・消火器設置	耐火又は準耐火建築物 避難経路確保等 延焼防止等 転落防止設備等	耐火又は準耐火建築物 避難経路確保等 延焼防止等 転落防止設備等	耐火又は準耐火建築物 避難経路確保等 延焼防止等 転落防止設備等	耐火又は準耐火建築物 避難経路確保等 延焼防止等 転落防止設備等	耐火又は準耐火建築物 避難経路確保等 延焼防止等 転落防止設備等	-
職員								
保育従事者の資格	保育士	家庭的保育者 （保育士・保健師・看護師 又はこれらの者と同等以上 の知識経験を有すると 市長が認める者で研修を 修了した者）	保育士	保育士（1/2以上） その他市長が行う研修を 修了した者	家庭的保育者 （保育士・保健師・看護師 又はこれらの者と同等以上 の知識経験を有すると 市長が認める者で研修を 修了した者）	保育士	保育士（1/2以上） その他市長が行う研修を 修了した者	家庭的保育者 （保育士・保健師・看護師 又はこれらの者と同等以上 の知識経験を有すると 市長が認める者で研修を 修了した者）
人員配置	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4歳以上児 30：1 （全体で2人以上）	3：1 （家庭的保育補助者を置 く場合は5：2）	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 に1人を加えた数	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 に1人を加えた数	3：1 （家庭的保育補助者を置 く場合は5：2）	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 （全体で2人以上）	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 に1人を加えた数	1：1
嘱託医	要	要	要	要	要	要	要	-
調理員	要（委託は不要） （栄養士又は調理師の資 格を有する者1名以上 （※））	要（委託・搬入は不要）	要（委託・搬入は不要）	要（委託・搬入は不要）	要（委託・搬入は不要）	要（委託・搬入は不要）	要（委託・搬入は不要）	-
その他	暴力団排除規定（※） 避難・救出訓練（※）	避難・消火訓練	避難・消火訓練	避難・消火訓練	避難・消火訓練	避難・消火訓練	避難・消火訓練	避難・消火訓練
追加検討中の項目		暴力団排除規定	暴力団排除規定	暴力団排除規定	暴力団排除規定	暴力団排除規定	暴力団排除規定	暴力団排除規定

注）網掛け部分は本市独自基準

加古川市が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）の一覧表

類型	基準
専用区画の面積	児童1人につきおおむね1.65㎡以上
職員	
支援員の数	2人以上
資格	次のいずれかに該当し都道府県知事が行う研修を修了したもの 1 保育士の資格を有する者 2 社会福祉士の資格を有する者 3 高等学校卒業者等で2年以上児童福祉事業に従事した者 4 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の資格を有する者 5 大学、大学院において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修了した者 6 高等学校卒業者等で、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したもので市町村長が適当と認めたもの
一の支援の単位の児童数	おおむね40人以下
職務従事	専任（利用者が20人未満の場合は、専任の支援員は1人で可）
開所時間	
小学校休業日	8時間以上
小学校休業日以外	3時間以上
開所日数	1年につき250日以上
その他	暴力団排除規定

注）網掛け部分は本市独自基準